

01 あなたのまちの相談相手 民生委員・児童委員

■問合せ 福祉課 総務企画担当 ☎41-2668 FAX41-2675

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人たちです。法律で「秘密を守る」ことが義務付けられています。

①見守り訪問・連絡活動

担当区域内の一人暮らし高齢者などを訪問し、必要な情報を提供したり、行政や地域包括支援センターなどの関係機関へつないでいます。

専門的に行う主任児童委員がいて、学校や児童相談所と連携しながら、子どもに関する支援活動を行っています。

②子育て支援

市と連携して「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。民生委員の中には、子育て支援を

日々の暮らしの中で、心配なことや困ったことがあれば、担当の民生委員・児童委員へ相談してください。

ご近所みんなが相談仲間です

地域の方々と言葉を交わして、普段の生活の状態を気かけながら、親密な関係を築けるよう心がけています。話の内容は、お天気や健康の話、菜園や花壇の話に思い出話等、

大牟田中央校区 是枝委員

多岐にわたっています。災害など、何か起こったときには近所の方々も一緒に協力してもらえるような関係を目指して、頑張りたいと思っています。



訪問先では、話が弾みます

02 地元事業所の皆さんへ 新規学校卒業者の求人をお願いします

■申込み・問合せ
ハローワーク大牟田 ☎69-0010

雇用状況が改善し、全国的に求人数は増加しているものの、近年は学生生徒の多くが管外県外事業所へ就職し、地域に定着することが少なくなっており、若者の地域雇用、地元定着は継続して取り組むべき課題となっています。ぜひ地元事業所からの新規学校卒業者の求人申し込みをお願いします。大卒等求人はハローワークもしくは、各学校に直接申し込んでください。高卒求人の申込みは、新規学校卒業者求人説明会参加後、ハローワークのみの受け付けとなりますので、説明会への参加をお願いします。

- ▶**会場・とき** 大牟田商工会議所大ホール／5月17日(金) 大牟田公共職業安定所／2階会議室・6月5日(水)・17日(月)、7月12日(金)・29日(月) ※8月以降～各月2回予定
- ▶**時間** 各会場ともに午前10時～11時30分

03 働く若者を応援します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724

UIJターン若者就職奨励金制度

市外に居住していた若者が、UIJターンで市内の中小企業等に就職し、賃貸住宅に居住する場合に奨励金を交付します。

- ▶**交付額** 1年につき12万円(最大3年間)
- ▶**対象** 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業等に正規雇用で就職をした
 - ②就職日現在の年齢が、満45歳未満である
 - ③市外に1年以上住所を有した後、大牟田市に転入をした
 - ④転入日が、就職日の3カ月前～6カ月後
 - ⑤賃貸住宅(社宅、寮等を除く。)を借りて、家賃の支払いをしている

奨学金返還支援制度

おおむた100若者未来応援事業

市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助します。

- ▶**補助額** 1年間の奨学金の返還額または10万円のいずれか低い方の額(最大3年間)
- ▶**対象** 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業等に正規雇用で就職をした
 - ②就職日現在の年齢が、満35歳未満である
 - ③大牟田市に住所を有する
 - ④大学・高校等在学中に奨学金を貸与
 - ⑤貸与を受けた奨学金の返還を滞納なく行っている

04 契約トラブル等のお悩みは消費生活センターまで！

■問合せ 市民生活課 ☎41-2601

消費生活相談窓口をもっと利用しやすくするために、大牟田市は、荒尾市・南関町・長洲町と広域連携を行っており、4市町に住んでいる人は、下記のいずれかの消費生活センター等が利用できます。勤務先や居住地に近いなど、利用しやすいセンター等に相談したり、地元では相談しにくいことを近隣のセンター等に相談できるようになっ

たりと、利便性が向上しました。30年度の居住地以外からの相談は、合計34件ありました。

架空請求のハガキ・メール、悪質な手口の事業者など、私たちの生活の周りには、たくさんの危険が潜んでいます。トラブルに巻き込まれたり、少しでも不安なことがあれば、利用しやすい消費生活センター等に相談してください。

	大牟田市	荒尾市	南関町	長洲町	合計
30年度相談件数	857	408	15	29	1309

大牟田市消費生活センター (大牟田市役所 2階)
 相談日時：月～金曜日 9：30～16：00
 電話番号：0944-41-2623

●**荒尾市消費生活センター** (荒尾市役所 1階)
 相談日時：月・火・水・金曜日 10：00～16：00
 電話番号：0968-63-1173

南関町消費生活相談窓口 (南関町役場 2階)
 相談日時：木曜日 9：00～16：00
 電話番号：0968-57-8500

●**長洲町消費生活相談窓口** (長洲町役場 2階)
 相談日時：木曜日 10：00～16：00
 電話番号：0968-78-3113

05 納税通知書を発送します

納期限に注意しましょう！ 詳しくは、各問合せ先へ

普通自動車税

- ▶ 発送予定 4月末頃より順次発送
- ▶ 納期限 5月31日(金)
- 問合せ 久留米県税事務所 (☎0942-30-1078)
- ※自動車税の減免は、久留米県税事務所 (☎0942-30-1026) または、大牟田県税事務所 (☎41-5122) へ
- ※自動車を廃車・譲渡等するときは、久留米自動車検査登録事務所 (☎050-5540-2081) で手続きをしてください。

固定資産税・都市計画税

- ▶ 発送予定 5月8日(水)
- ▶ 納期限 5月31日(金)
- 問合せ 税務課資産税担当 (☎41-2609)

軽自動車税

- ▶ 発送予定 5月7日(火)
- ▶ 納期限 5月31日(金)
- 問合せ 税務課軽自動車税担当 (☎41-2471)
- ※軽自動車税の税率は、車種や区分により異なります。詳しくは、「軽自動車税のお知らせ」の15ページに記載しています。
- ※心身に障害がある人は、軽自動車税が減免になる場合があります。申請期間は、納税通知書が届いてから納期限までで、申請期間を過ぎると減免は受けられません。30年度の減免対象者でも、車の買い替えなどにより31年度納税通知書が届いた人は、再度申請が必要です。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。



元号表記を「平成」としてありますが、そのままお使いください。

06 5月は赤十字運動月間です

■ 問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663

1877年の西南の役での悲惨な状況を機に、佐野常民と大給恒の2人が、赤十字創立者のアンリー・デュナンに共鳴して「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく傷病兵の救護にあたりました。これが日本赤十字社のはじまりです。

これからも「救うことを、つづける。」同社へ、皆さんのあたたかい支援をお願いします。



● 災害義援金を受け付けています

市役所福祉課障害福祉担当で受け付けています。玄関等にも募金箱を設置しています。

東日本大震災義援金／熊本地震災害義援金／九州北部豪雨災害義援金／西日本豪雨災害義援金

● 赤十字活動は、皆さんからの募金で支えられています

赤十字社の国内外における災害救護活動、救急法などの講習普及事業等を支えている活動資金の募金をお願いします。5月～7月頃に各校区で赤十字募金活動を実施します。

● 献血に協力を

現在日本では、病気やケガで輸血を必要としている人が1日平均3,000人います。地域の献血会へのご協力をお願いします(今月の実施予定は14ページを)。

献血キャンペーン
ひんげっちゃん



07 ~合併処理浄化槽へ切り替える人へ~

撤去費および宅地内配管費の補助を新たに追加しました

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720

生活排水による水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽および、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替える場合、設置者の負担をさらに軽減するため、単独処理浄化槽および汲み取り便槽の撤去費・宅地内配管費への補助を追加しました。

- ▶補助の基数 31年度は、100基を予定していますが、予算の範囲内とします。
- ▶補助対象地域
 - ①下水道事業計画区域外の地域
 - ②下水道事業計画区域内であっても、当分の間、下水道整備が困難な地域（河川に隣接する一部の地域）
- ▶補助の要件 自己が所有かつ居住する住宅の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を合併処理浄化槽（10人槽以下）に切り替える場合に限りです。

▶補助金額の参考例

- ①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（5人槽）へ切り替える場合、単独処理浄化槽の撤去・宅地内配管補助を含めると

130,000円UP!

747,000円 → 877,000円へ

- ②汲み取り便槽から合併処理浄化槽（5人槽）へ切り替える場合、汲み取り便槽の撤去・宅地内配管補助を含めると

100,000円UP!

747,000円 → 847,000円へ

08 道路に面した危険なブロック塀等の撤去を支援します

大牟田市ブロック塀等撤去促進事業

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2787

ブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀等の撤去工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

- ▶対象となるブロック塀等

通学路など不特定多数の人が通行する道路に面し、福岡県が定める診断カルテで危険と判定された補強コンクリートブロック造や組積造の塀や門柱が対象になります。
- ▶対象

対象のブロック塀等の所有者、相続関係者、管理者およびこれらの人から委任を受けた人
- ▶対象となる費用

対象のブロック塀等のすべてまたは一部の撤去に要する費用
- ▶補助金の額

対象費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、10万円を限度とします。

▶その他

- ①2月末までに工事を完了し、完了実績報告書を提出してください。
- ②同一敷地で除却および撤去に関する補助金等との併用はできません。
- ③補助を受ける目的で故意に破損させたものではないこと等

▶事業実施時期

6月3日(月)から補助申請を受け付けます。ただし、事前相談は5月から受け付けます。交付決定額の合計が予算に達したら補助申請の受付を終了します。

補助申請の流れなど、詳しくは問い合わせてください。